

田原市1歳児保育実施費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の国及び地方公共団体以外の者が設置した児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された民間保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）が実施する保育実施児童の処遇向上と3歳未満児の受入促進を図るための事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の内容及び交付額の算定方法等)

第2条 この補助金は、別表第1の実施基準に該当する対象施設における対象児童の保育の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助対象経費及び交付額の算定方法は、別表第2のとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原市1歳児保育実施費補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、

速やかに交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、田原市1歳児保育実施費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第5条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更又は補助事業を中止若しくは廃止をしようとする場合は、速やかに田原市1歳児保育実施費補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を取消し、又はその決定の内容を変更することができる。

(変更等の決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消し、又はその決定の内容を変更したときは、田原市1歳児保育実施費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は3月31日のいずれか早い日までに田原市1歳児保育実施費補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市1歳児保育実施費補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助事業者は、前条の通知書を受領したときは、速やかに田原市1歳児保育実施費補助金請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領後30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、例規、本要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少したとき。
- (5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(遅延利息)

第11条 補助事業者は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(必要な指示等)

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、目的を達成するに必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

実施基準

事 項	内 容
対象施設	<p>当該保育所等の保育実施児童のうち、3歳未満児が、各月ごとに保育実施児童数の25%以上入所し、かつ、施設型給付費交付基準等による必要保育士、保育教諭（以下「保育士等」という。）数を超えて保育士等を配置(※1)し、かつ、1歳児保育を含む保育について、国の保育士等配置基準を超える保育所等(※2)のことをいう。</p> <p>ただし、通常保育に従事する保育士等数であり、低年齢児途中入所円滑化事業、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業等の他の事業により配置される保育士等や施設型給付費上の加算対象の施設長や主任保育士専任加算対象の主任保育士を含まない。なお、非常勤保育士（常勤的非常勤を含む）の現員数については、次により算出した常勤換算人数による。非常勤の保育士等の1か月の勤務時間数の合計／常勤の保育士等の1か月の勤務時間数（小数点以下第1位を四捨五入）</p> <p>※1：必要保育士等数を超えて保育士等を配置している保育所等とは、次の算式により算出した人数以上の保育士等を配置している保育所等とする。</p> <p>① $(0 \text{ 歳児数} \times 1 / 3 + 1 \text{ 歳児数} \times 1 / 5 + 2 \text{ 歳児数} \times 1 / 6 + 3 \text{ 歳児数} \times 1 / 20 + 4 \text{ 歳以上児数} \times 1 / 30)$</p> <p>② $(0 \text{ 歳児数} \times 1 / 3 + (1 \text{ 歳児数} + 2 \text{ 歳児数}) \times 1 / 6 + 3 \text{ 歳児数} \times 1 / 20 + 4 \text{ 歳以上児数} \times 1 / 30)$</p> <p>(注)①及び②は、各項において小数点以下第2位を切り捨てた値を加算すること。 なお、私立保育所等のうち、保育認定こどもに係る利用定員が90人以下の施設については、上記により算出した人数に1名加算のこと。 (注2)私立保育所等で保育標準時間認定を受けた児童が利用する保育所等については、上記に算出した人数に1名加算のこと。</p> <p>(①－②)＋②</p> <p>(注)①－②において、算出値の小数点以下第1位を四捨五入し、整数とし、0の場合は①－②に「1」を計上する。(①－②)＋②においても、算出値の小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。</p> <p>※2：1歳児保育を含む保育について、国の保育士等配置基準を超える保育所等とは、次の式により算出した保育所等のことをいう。 $(1 \text{ 歳児数} \times 1 / 6) + \Sigma (1 \text{ 歳児と混合して保育を行っている各年齢別児童数} \times 1 / \text{各年齢の国の保育士等配置基準}) < 1 \text{ 歳児を含む保育担当保育士等}$ (注)小数点第2位を切り捨て、加算</p>
対象児童	<p>児童福祉法第24条の規定により、保育の実施をされた1歳児。（1歳児とは「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日府政共第350号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、26文科初第1464号文部科学省初等中等教育局長、雇児発0331第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において適用する年齢区分が1歳であるものをいう。）</p>

別表第 2 (第 2 条関係)

補助対象経費	補助基準額	補助金交付額
施設型給付費基準等による必要数を超えて加配した 1 歳児保育に従事する保育士等の雇用に要する経費	各月初日現在の対象児童数に次の 3 歳未満児入所率区分毎の月額単価を乗じた額の合計 ① 25%以上 35%未満 月額 6,000 円 ② 35%以上 月額 11,000 円	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して低い方の額

様式第1号(第3条関係)

田原市1歳児保育実施費補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

所在地
申請者 法人名
代表者名 印

田原市1歳児保育実施費補助金交付要綱第3条の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市1歳児保育実施費補助金
補助事業の目的及び内容			
事業期間	着手(予定)	年 月 日	
	完了(予定)	年 月 日	
補助金交付申請額			
添付書類	1 1歳児保育実施費補助金所要額調書(別表1)		
	2 1歳児保育実施計画書(別表2)		
	3 その他市長が必要と認める書類		

様式第2号（第4条関係）

田原市1歳児保育実施費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、田原市1歳児保育実施費補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市1歳児保育実施費補助金
補助事業の目的及び内容			
事業期間	着手（予定）	年 月 日	
	完了（予定）	年 月 日	
補助事業に要する経費			
交付決定額			
交付条件	田原市1歳児保育実施費補助金交付要綱による。		

様式第3号（第5条関係）

田原市1歳児保育実施費補助金変更交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

所在地
補助事業者 法人名
代表者名

印

次のとおり変更等をしたいので、田原市1歳児保育実施費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市1歳児保育実施費補助金
変更等の内容			
変更等の理由			
変更交付申請額			
添付書類		1 1歳児保育実施費補助金所要額調書（別表1） 2 1歳児保育実施計画書（別表2） 3 その他市長が必要と認める書類	

様式第4号（第6条関係）

田原市1歳児保育実施費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり変更等を決定したので、田原市1歳児保育実施費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市1歳児保育実施費補助金
変更等の内容			
変更等の理由			
補助事業に要する経費			
変更交付決定額			
交付条件			田原市1歳児保育実施費補助金交付要綱による。

様式第5号（第7条関係）

田原市1歳児保育実施費補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

所在地
補助事業者 法人名
代表者名 印

田原市1歳児保育実施費補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市1歳児保育実施費補助金
補助事業実施期間		着手 完了	年 月 日 年 月 日
補助事業の実績及び効果			
補助金の交付決定額			
補助金の精算額			
添付資料		1 1歳児保育実施費補助金精算書（別表3） 2 1歳児保育実施実績調書（別表4） 3 その他市長が必要と認める書類	

様式第6号（第8条関係）

田原市1歳児保育実施費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで実績報告のあった1歳児保育実施事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、田原市1歳児保育実施費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市1歳児保育実施費補助金
確定の基礎となった事業費			
補助金の交付決定通知額			
補助金の交付確定額			

様式第7号（第9条関係）

田原市1歳児保育実施費補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

所在地
補助事業者 法人名
代表者名 印

田原市1歳児保育実施費補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり補助金を請求します。

補助金確定額	
概算払受領済額	
差引請求額	

別表1

1 歳 児 保 育 実 施 費 補 助 金 所 要 額 調 書

保育所等名	対象経費支出予定額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 (A - B) C	補助基準額 D	補助金交付額 (CとDの低い額) E
	円	円	円	円	円

(注) E欄は、千円未満の端数を切り捨てること。

別表3

1 歳 児 保 育 実 施 費 補 助 金 精 算 書

保育所等名	対象経費 支出済額	寄附金その他 の収入額	差引額 (A-B)	補助基準額	補助金交付額 (CとDの 低い額)	交付決定済額	補助金 受入済額	差引過不足額 (F-G)
	A	B	C	D	E	F	G	H
	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) E欄は、千円未満の端数を切り捨てること。